

[illegible]

※解答は左ページから書き始めてください。

注釈の一覧 第3回添削済答案① (R1刑法) .pdf

ページ :1

☐ 番号 :1 作成者 : 日付 :2024/10/28 14:53:48

番号 :2 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/08/28 10:06:44

どこが実行行為でしょうか。
一連ではありますが、公訴事実として広いという観点で考えても良いと思います。

番号 :3 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/08/28 10:10:59

主観について、もう2行分で、故意と不法領得の意思が分かるような論述にしてください。
これでは指摘したのみの配点になります。

番号 :4 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/08/28 10:11:10

3は、出題の趣旨のとおりですね。

番号 :5 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/08/28 10:07:51

一文目を記載する意義は？問題文を書き写すだけに見えており、配点がない気がします。

番号 :6 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/08/28 10:08:50

意思の問題でしょうか。
処分行為の客観で切っているのか、処分行為の認識で切っているのかがよく分からない論述です。

ページ 2

番号 : 1 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/08/28 14:04:13
問いに答えて欲しいです。
①②私見と問題文に明示してあるので。

番号 : 2 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/08/28 14:03:05
何の要件を記載しているのか明確にしてください。

番号 : 3 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/08/28 14:10:17
結合犯であることが、その後の論証にどうつながっているのか理解できませんでした。

番号 : 4 作成者 : mesek タイトル : ノート注釈 日付 : 2024/08/28 14:03:29
目的を有することが要件ですか。

 番号 :1 作成者 :mesek タイトル :ノート注釈 日付 :2024/08/28 14:12:06
問いが否定方向の理屈を作れと言っているので、それに照らして検討下さい。
